

2009年4月8日（水）

AWG-LCA 5・AWG-KP 7ハイライト

2009年4月7日（火）

4月7日火曜のAWG-LCAでは、適応、緩和、および技術と資金に関するコンタクトグループが開催された。また、AWG-KPでは、附属書I国の排出削減、法的問題、LULUCF、柔軟性メカニズムに関するコンタクトグループと非公式協議が行われた。

AWG-LCA コンタクトグループ

適応: Thomas Kolly共同議長は、幾つかのテーマ：基本的な理念；適応枠組みのための目的と範囲；制度的な調整事項；実施の手段；リスクと保険；モニタリングとフィードバックに沿って整理した意見をとりまとめて紹介した。

G-77/中国は、適応活動向けの強制的な資金拠出と先進国がそれぞれ確実に約束を遵守するための透明性あるメカニズムの必要性について強調した。

AOSISは、適応措置の緊急性について強調し、他の数カ国とともに、国家主導型アプローチの必要を訴えた。また、保険・補償・リスク緩和といった要素を盛り込んだ“マルチウィンドウ・メカニズム”を求めるAOSIS提案について改めて説明した。メキシコは、国内の最も脆弱な部門・コミュニティ・生態系について各国が検討するよう強調した。

EUは、適応枠組み構築に向けた作業が行動を遅らせることになってはならないと述べ、相互の説明責任やUNFCCCの内外のあらゆる階層で適応行動を促進する必要があると強調した。ボリビアは、UNFCCC枠外の資金は先進国の約束の実現と見なすことはできないと述べた。

バングラデシュは、適応基金を拡充する必要があると強調し、法的拘束力のある約束を求めた。アフリカ・グループは、そうした枠組みには先住民の知識と慣行を反映させるべきだと述べた。サウジアラビアは、適応には対応措置への適応を盛り込むべきだと繰り返し、適応技術のひとつとしてCCSに脚光をあてた。バルバドスは、対応措置の重要性は認識しているが、適応とこの問題を混同すべきではないと述べた。セントビンセント及びグレナディーン諸島は、適応活動は分断した形で実施すべきではないと述べた。

米国は、リスク保険は実施の問題であり、概念的な問題ではないと強調し、リスク低減と適応という分け方を解消する必要があると指摘した。

技術と資金: 議論の焦点となったのは、適応およびREDDと森林保全をカバーする“REDD+”の問題である。

適応については、メキシコが地域センターを支持した。フィリピンは、ウォール街の銀行家一人分のクリスマス賞与の方がLDC基金に充当される資金の蓄積よりも高額だと指摘し、適応のための長期計画の策定を可能にする、予測可能な無条件融資を求めた。中国は、公的融資について強調した。バルバドスは、国家適応計画の整備状況を融資条件とすべきではないと述べ、ブータンとともに、資金へのアクセスについて強調した。バングラデシュは、国際航空・海運への課税案について言及した。日本は、既存の基金の活用を強調し、EUは既存の諸制度に立脚する必要があると強調した。

REDD+については、ブラジルが、環境十全性を強調した。ノルウェーは、資金的、制度的な枠組みの必要性について強調しながら、最初の準備段階では複数のファンドの助成を受け、その次の実績検証段階では市場も関与していくような“結果主義のマルチフェーズ型アプローチ”を強調。多くの締約国もこれを支持する発言を行った。パナマは、基金または市場、あるいはその両方を通じて行う、融資への柔軟なアプローチを提唱。また、仮にREDD+基金を設置する場合の資金補充源のためのオプションに関するテクニカルペーパーの作成を提案した。

パプアニューギニアは、複数の資金の流れを一本化して整理し、無条件のODAと市場連動型の融資向けの財源をセットにした段階的プロセスを推進するようとの案を提示し、多くの締約国の支持を受けた。また、AAUsの1%を引当金とするといった方法などにより、炭素市場の安定性を担保する必要があると強調した。ガーナは、タイとともに、REDDは4つの構成要素を横断する適応戦略であると強調した。EUは、適応融資に伴うコベネフィットと相乗効果について強調した。環境十全性グループは、ガバナンスと先住民の権利の承認について強調した。ガイアナは、インド及びスリナムとともに、森林保全について強調した。

中国は、完全責任を担うCOPの指針に基づく特別基金を通じたマルチ・ウィンドー型の資金供与について言及した。ボリビアは、市場アプローチは不適切だと述べた。サウジアラビアは、REDD+活動の不確実性について言及し、CCS等のその他の緩和活動と同等に取扱うことを求めた。

緩和: バリ行動計画の小項目1(b)(iii-vii) が議論の中心だったが、小項目1(b)(i)も簡単に取り上げられた。

対応措置については、サウジアラビアが、AWG-LCAワークショップは全ての国々にとっての最重要項目について“目を見張る”内容だったと述べ、負の影響に注目する必要があると述べた。一方、日本、トルコは、正負の影響両面について強調した。

G-77/中国は、今後起こりうる影響に関して現行および新たな政策ツールの効果を評価することを提案した。南アフリカは、先進国の消費者から注目を浴びている“フード・マイル”による負の影響を例に挙げ、気候変動対策は雇用や生計の手段を奪うものであってはならないと述べた。後発開発途上国(LDCs)は、緩和技術の高コスト性について指摘した。

オーストラリアは、最も脆弱な国々にスポットをあて、この問題を交渉グループ1つだけで議論すべきでは

ないと述べた。これに対し、ニュージーランドは、SBIで議論されていると述べた。クウェートは、意見や経験を交換するためのフォーラムを設置して、提言を作成することを支持した。

条約の触媒的な役割については、Zammit Cutajar議長が、これを横断的な要素として取り上げることを提案し、締約国からの合意を受けた。G-77/中国は、UNFCCCこそレジームの完全実施のための正当なチャネルであるとし、フィリピンとともに、関連する如何なる決定についての文脈や諸原則を提供するのは条約であると強調した。サウジアラビアは、UNFCCCを気候変動に関する決定を行う唯一のフォーラムであると強調した。

セクター別アプローチについては、インド、パキスタン、フィリピンが、これらを技術移転に関するUNFCCC4条1項(c)に照らして検討すべきだとの説を繰り返した。サウジアラビアは、国際的なセクター別アプローチおよび地域別セクター別アプローチに反対を唱えた。

国際輸送に起因する排出量については、パキスタン、シンガポールが、専門機関による検討を支持した。サウジアラビアは、EU-ETSが国際航空部門を対象とすることは残念だと述べ、国際民間航空機関(ICAO)が勧告を出すまでの間、各国の単独行動は防止されていると強調した。

REDD+については、パプアニューギニアがNAMAs及びREDD+の明確な取扱いを求め、将来の合意の中にREDD+に関する詳細な条項を入れるよう要請したが、サウジアラビアがこれに反対を唱えた。パプアニューギニアも、REDD+メカニズムの拡張可能性について強調し、NAMAsの範囲と規模を拡大させるための経路となりうるのではないかと述べた。

先進国による緩和については、日本が、米国を含めた京都議定書に批准していない締約国が約束するための法的枠組みについて取り上げる必要があると強調し、努力の比較可能性やクレジットメカニズムに関して両AWGの作業が“ますます相互依存的になっている”と述べた。AOSISは、汚染者負担の原則に沿って緊急に行動する必要があると強調し、黒色炭素(black carbon)とメタンの排出への対応を提案した。EUは、4つの基準: 先進国のリーダーシップ; 野心的な数値目標; 緊急性; バランスのとれた基準に基づく比較可能性について概説した。

AWG-KP コンタクトグループ 及び非公式協議

附属書I国の排出削減と法的問題: 合同コンタクトグループではDovland議長から、附属書I国の排出削減に関する結論書草案、法的問題に関する結論書草案の2文書を紹介。オーストラリアとノルウェーが文面への支持を表明した。

日本は、議定書を批准した附属書I国全体の排出削減量をAWG-KPの下で議論し、全ての附属書I国の排出レンジをAWG-LCAの下で議論するというやりかたは“意味がない”とし、AWG-LCAとの連携が必要だと強調。ロシアの支持を得たが、サウジアラビアとザンビアの反対に遭った。

法的問題については、ボツワナが、AWG-KP 8で、3条9項に基づく議定書改正に関する文言を作成するという目的を明示するよう要請した。南アフリカ等は、はっきりと“6ヶ月ルール”について言及するよう要請し、ザンビア等はCOP/MOP 5で採択された改正に関する文言を提案した。中国は、両方の結論書の中で、附属書I国の更なる約束に焦点をあてた文言を挿入するよう提案した。

ボツワナは、様々なサブミッションを、“単なる情報として”、議定書3条9項に関する問題についての文書と、その他の問題に関するものの2つに別文書としてまとめるべきだと述べた。EUは、AWG-KPの作業計画で対象となる諸問題についての一文を求め、ミクロネシアが2文方式では逆戻りになってしまうとして同意した。スイスは、包括的なアプローチを支持し、“全体に関する委員会”を速やかに設置するとの提案を繰り返した。

排出削減については、南アフリカが、附属書I国の排出削減を決定する具体的な基準を設ける必要があると強調した。EU、スイスは、IPCC AR4についての言及を盛り込むことを支持した。ミクロネシアは、最近の科学的知見と附属書I国の排出削減のために妥当な数値を反映させた文言を提案した。

午前のコンタクトグループの後、非公式協議と議長の友による協議が夕方遅くまで続いた。

LULUCF: 結論書草案を紹介する中で、Smith共同議長はそれらの内容が法的問題に関する決定次第だと指摘した。

AWG-KP議長テキストについては、今回の会合の作業だけを踏まえるべきか、締約国からのサブミッションを盛り込むべきかどうかという点に議論が集中した。また、共同議長のノンペーパーの扱いについても議論が行われた。EU、ツバル等は、議長のペーパーは今回の会合作業だけに絞らない方が良くと主張。スイスは、ノンペーパーに反映されていないサブミッションを盛り込む案に支持を表明。ツバルは、この会合に提出されたサブミッションについて考慮すべきだと述べた。オーストラリアは、今次会合では共同議長のノンペーパーに何らの修正も行われなかったが、会合間に更新していくことも可能であると指摘した。カナダは、ノンペーパーを結論書の付属書として追加することを提案した。ニュージーランドは、議長テキストはノンペーパーを土台とすべきだと示唆した。共同議長が結論書草案に改訂をかける予定だ。

柔軟性メカニズム: Figueres共同議長は、法的問題に関する決定次第で不確定だと留意しつつ、結論書草案を紹介した。

サウジアラビアがそうした相関性に伴う懸念を表明する一方で、ツバルとEUが法的問題との結合を求め、スイスが法的問題に関する諸決定と整合性を図る必要があると強調した。法的問題と結びつけるのは時期尚早だとして、南アフリカは、今後の柔軟性メカニズムで可能な改善についての技術的側面に関するサブミッションの提出を締約国に募るよう提案した。

また、AWG-KP議長メモ(FCCC/KP/AWG/2009/INF.2)の付属文書I（重大な意味合いを担いうる改善）および付属文書II（その他の改善）についての議論が行われた。両方の付属文書について記載する新たな妥

協案としてのテキストが検討用に配布される。

さらに、柔軟性メカニズムに対して可能な改善に関する共同議長の本非公式協議の内容にAWG-KP 7で出された意見を反映させるため、幾つか変更を行うよう提案があった。

廊下にて

7日火曜日のMaritimホテルの廊下は、AWG-KPや追加交渉のニーズ等で様々な非公式協議に参加する政府代表でせわしい雰囲気だった。火曜の夕方時点で未だ何も意見が定まっていなかったため、コペンハーゲン前の追加会合を開催すべきかどうか、その場合の開催日程・場所をどうすべきか見当をつけるためだけに、フルに非公式会合を行う必要が出てくるのではないかと皮肉な笑いを見せる向きもあった。「ここで、全ての時間を実質的な議論にだけ振り向けていたならば...」という感想もあった。一方、今年下半期に予想される過密スケジュールを思っ、早くもストレスを感じている関係者もいるようだ。「11月の追加会合というのは、コペンハーゲンに向けて国内で準備調整するための時間が十分とれなくなる訳だから、問題だよ」と、途上国からの参加者数名が話していた。「2回目の追加会合とコペンハーゲンまでの間に、もうちょっと余裕があると助かるのだが...」

「今年残されている時間の問題はさておき、今宵は長丁場の交渉が求められているようだ」とため息をもらしたAWG-KPのある政府代表。本日のコンタクトグループ及び非公式協議では、6月の会合用に作成される文書やAWG-LCAとの連携についての問題をめぐり、意見の食い違いが露わになった。ある交渉官は「誰の隣に誰が座るか...といったことを決めるのに時間を費やして会議場で“席取りゲーム”をしているようでは仕方がない」とコメントしていたが、実際のところ夕方からの非公式会合の最初の部分は、同じような意見をもつ国同士を近くに座らせるため、色々な座席の割り振りが試されたようだ。そして、各国ごとに適切だと思われる席順が見つかり、夕方までずっと各自の席に張り付いていた。

ENB SUMMARY AND ANALYSIS: 今次AWG会合の内容をまとめた、ENBサマリー及び分析レポート(英語版)は2009年4月11日(土)からウェブサイト(<http://www.iisd.ca/climate/ccwg5/>)で提供予定。

GISPRI 仮訳